

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第20号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 本庁（第2条関係）		別表第1 本庁（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略		略	
教育委員会の事務部局	副教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、室長、室参事、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、 <u>義務教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、高校教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の人事、給与若しくは法規関係の事務又は秘書事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事、給与若しくは法規関係の事務又は秘書事務を担当する主任主事、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主事</u>	教育委員会の事務部局	副教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、室長、室参事、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の人事、給与若しくは法規関係の事務又は秘書事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、 <u>高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事、給与若しくは法規関係の事務又は秘書事務を担当する主任主事</u>
略		略	
備考 略		備考 略	
別表第2 出先機関（第2条関係）		別表第2 出先機関（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略		略	
子ども女性相談センター	所長、次長、総務課長	子ども女性相談センター	所長、次長、 <u>西部子ども相談センター</u> 所長、西部子ども相談センター次長、総務課長
<u>西部子ども相談センター</u>	所長、次長、総務課長		

斯道学園	略
略	
備考 略	

斯道学園	略
略	
備考 略	

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。